

第2回 農業委員会総会議事録

令和5年8月23日開会

中標津町農業委員会

令和5年8月23日、第2回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	小 沼	大
2 番	西 塚	知 也
3 番	纓 坂	直 俊
5 番	山 下	幸 枝
6 番	助 口	明
7 番	遠 藤	昭 男
8 番	船 越	信 雄
9 番	二 瓶	裕 貴
10 番	横 田	千 秋
11 番	長谷川	孝 二
12 番	田 中	洋 希
13 番	竹 村	聡
14 番	瀧 本	和 男
15 番	後藤田	宏 幸
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

4 番	福 嶋	寿 顕
-----	-----	-----

附議した案件

- | | | |
|-----|----------|--|
| (イ) | 議案第 7 号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) | 議案第 8 号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) | 議案第 9 号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ニ) | 議案第 10 号 | 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について |
| (ホ) | 議案第 11 号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第2回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、櫻坂 直俊 委員。
5番、山下 幸枝 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 7月27日の総会以降につきまして、ご報告いたします。8月8日に標津町役場において、農業委員改選に伴う、令和5年度根室地方農業委員会連合会臨時総会が開催され、新たな役員をそれぞれ決定しております。根室地方農業委員会連合会の会長には本町の本田会長、副会長には別海町の信夫会長が選出され決定しております。
次に、8月22日、釧路町別保コミュニティセンターにおきまして、根釧女性農業委員の会総会が開催され、山下委員と事務局長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 上程になりました議案第7号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇 〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積902㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成31年1月1日から令和5年7月31日まで。5、合意解約成立の日、令和5年7月31日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、農地法第3条において、令和5年7月31日まで賃貸借していた農地について、契約期間の延長をしない旨の通知があったものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第8号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第8号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。4ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
札幌市豊平区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇－〇〇〇号、〇〇 〇〇、持分1/2。
野付郡別海町〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇、〇〇 〇〇、持分1/2。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積33,415㎡、利用状況、山林原野、他8筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。現所有者が昭和54年に相続を受けた土地であり、当該地は農業振興地域内の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。農地法第30条の規定にもとづく、利用状況調査において平成28年度に非農地の判断を決定しており、その後、令和5年7月27日、第1地区推進班で確認したところ、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第8号(2)について説明いたします。6ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

野付郡別海町〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積22,519㎡、利用状況、山林原野、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農用地・農業用施設用地となっており、公簿が牧場ですが、現況は山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年6月14日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第8号(3)について説明いたします。8ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積424㎡、利用状況、山林原野、他9筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地となっており、公簿が牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年6月19日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)(2)、(3)(4)と(5)から(7)の3回に分けて審議を致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。
11ページをお開きください。
譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,210㎡。利用目的、牧草畑。ほか4筆、計133,654㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,581,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、7,580,000円、自己資金1,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者、5人、経営地、計837,830㎡、家畜、牛216頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、13ページのとおりです。なお、(2)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積68,940㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,455,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、14,400,000円、自己資金55,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、3人、農従者、2人、経営地、計802,831㎡、家畜、牛225頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、13ページのとおりです。この2件につきましては、平成30年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買

入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものがあります。このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第9号(1)(2)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇〇委員退席後～)

(3)(4)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第9号(3)(4)について、説明いたします。
議案の14ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,328㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計56,837㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,276,000円。6、資金調達方法。その他資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、5人、農従者4人、経営地、計686,150.89㎡、家畜、牛頭117頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、15ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の農地の一部を近隣農家に所有権移転するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。16ページをお開きくださ

い。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 10,998 ㎡、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 77,251 ㎡。3、許可を受けようとする事由。

譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,055,000 円。6、資金調達方法。その他資金。7、譲受人の経営状況。世帯員、8 人、農従者 2 人、経営地、計 652,017 ㎡、家畜、牛頭 77 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、17 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の農地の一部を近隣農家に所有権移転するものであり、令和 5 年 6 月 19 日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第 9 号 (3)(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

(～〇〇〇委員着席後～)

〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(5) から (7) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第 9 号 (5) から (7) について、説明いたします。議案の 18 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

するものであり、令和5年6月19日開催のあっせん会議において譲受人を決めたものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～〇〇委員着席後～)

〇〇委に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程6、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。26ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和5年4月28日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和5年6月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。所有権移転のあっせん申出があった農用地については、27ページのとおりでありまして、合計4筆、129,921㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による

買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第10号(2)について説明いたします。28ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和4年5月11日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和5年6月15日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。所有権移転のあっせん申出があった農用地については、29ページのとおりでありまして、合計6筆、201,770㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

(全委員) 「異議なし」の声

[illegible]

(全委員) 「質疑なし」の声

(全委員) 「異議なし」の声

(閉会 10時55分)

12

令和5年9月1日

会 長 _____

3 番 _____

5 番 _____